

通所介護費 平成30年4月～

事業所規模	介護度	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満
通常規模型	要介護 1	266 (380単位×70%)	362	380	558	572
	要介護 2	305 (436単位×70%)	415	436	660	676
	要介護 3	345 (493単位×70%)	470	493	761	780
	要介護 4	384 (548単位×70%)	522	548	863	884
	要介護 5	424 (605単位×70%)	576	605	964	988

	加算・減算	単位数	算定要件
限度額内	入浴介助加算	50／1回	介助浴・機械浴ともに入浴中の観察を含む介助。
	通所介護送迎減算	▲47／片道	事業所が送迎を行わなかった場合に減算する。
限度額外	サービス提供体制強化加算(1)イ	18／1回	介護福祉士が介護職員全体の50%以上配置されている。
	介護職員処遇改善加算(1)	59／1,000	所定単位数×59／1,000で算出。

介護予防・日常生活支援総合事業(第一号通所介護)費 平成30年4月～

事業所規模	介護度	全提供時間共通	備考
全規模共通 (現行型通所介護サービス)	要支援 1	1,647／月	月額定額報酬
	要支援 2	3,377／月	月額定額報酬

	加算・減算	単位数	算定要件
限度額内	なし		
限度額外	サービス提供体制強化加算(1)イ	要支援1 72／月	介護福祉士が介護職員全体の50%以上配置されている。
		要支援2 144／月	
	介護職員処遇改善加算(1)	59／1,000	所定単位数×59／1,000で算出。